

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第28号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第19条の2子育て支援係の項第7号中「家庭児童相談室」を「家庭児童相談・女性相談支援室」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。